

各種事務事業の取扱い（児童母子福祉関係）

各種事務事業の取扱い（児童母子福祉関係）について修正する。

平成16年2月27日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	26 - 3 - 7 各種事務事業の取扱い（児童母子福祉関係）
合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。	

協 議 調 書
(総 括 表)

第9回合併協議会 提案
第10回合併協議会 確認
第11回合併協議会 修正版提出

協議項目	26-3-7	各種事務事業の取扱い(児童母子福祉関係)	所 管	住民福祉専門部会
調整の内容	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 関係団体(協議会等)	新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。
2. 附属機関等	新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
3. 補助金等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
4. 出産祝金制度	新市においては、子育てに対する支援の充実や環境の整備に重点を置くこととし、本制度については合併時に廃止するものとする。
5. 児童母子関係事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
6. 手当等給付事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
7. 計画策定事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

(個 表)

1. 関係団体(協議会等)(第9回現況調書103ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関係団体	石狩管内保育所連絡協議会 北海道社会福祉協議会 保育協議会 石狩市保育所連絡協議会 財団法人 児童健全育成推進財団 道央地区児童館連絡協議会 北海道家庭相談員連絡協議会 北海道母子自立支援員連絡協議会 北海道母子通園センター連絡協議会 北海道言語障害児教育研究協議会	石狩管内保育所連絡協議会	石狩管内保育所連絡協議会 北海道社会福祉協議会 保育協議会	新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。

2. 附属機関等(第9回現況調書110ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
附属機関等	石狩市児童虐待防止対策連絡協議会	該当なし	該当なし	新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

3. 補助金等(第9回現況調書104ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
児童クラブ事業助成金	該当なし	児童クラブ特別対策事業助成金 (内容)母子家庭等の児童を対象とした児童クラブに対し助成する。	該当なし	放課後健全育成事業の実施方法を石狩市に合わせることで、事業の実施主体が市直営となり、厚田村における現行のサービスについても引き続き実施することが可能であることから新市においては助成しないものとする。

4. 出産祝金制度 (第9回現況調査105ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体的取扱い
目 的	該当なし	明日を担う出生児を祝福するとともに健やかに成長することを期待して、健やか赤ちゃん祝い金を支給することを目的とする。	子の出生を祝い、のぞみ祝金を支給することにより、学業への励みと将来への希望を与えるとともに、広く社会に貢献できる担い手の育成を助長し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。	新市においては、子育てに対する支援の充実や環境の整備に重点を置くこととし、本制度については合併時に廃止するものとする。
受 給 資 格		厚田村に引続き、1年以上住所を有し、出生児と同一世帯の父又は母	(1) 浜益村に1年以上住所を有し、現に2人以上の子を扶養し、新たに出生した子を扶養する保護者で、村長の認定を受けた者 (2) 現に2人以上の子を扶養し、転入1年以内に新たに出生した子を扶養することとなった転入者で、転入後1年以上を経過し、村長の認定を受けた者	
金 額		出生児1子につき 100,000円	第3子目以降、新たに扶養した子1人につき 500,000円	
実 績		平成14年度 11件	平成14年度未認定者 2人 平成15年度支給予定者 2人 平成14年度までの累計 18人	

5. 児童母子関係事務（第9回現況調書106～112ページ参照）

区分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体的取扱い
児 童 館	花川児童館 おおぞら児童館 花川北児童館 花川南児童館 おおぞらミニ児童館 緑苑台小学校ミニ児童館	該当なし	該当なし	新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
こども発達支援センター運営事業	発達に遅れ又は心身に障害のある児童が基本的な生活動作を習得し、集団生活に適應することができるように、児童の環境に応じた児童デイサービスを利用者との契約に基づき提供する。	該当なし	該当なし	
地域子育て支援センター運営事業	子育て家庭等に対する育児不安等について次の内容で相談指導・子育てサークル等の支援を行う ・子育て相談 育児不安等についての電話相談・指導 ・子育てサロン 就学前までの親子を対象 ・子育て講座 子育てに関する講演や講習会 ・よちよちサロン 1歳半までの親子 など	該当なし	該当なし	
こども相談センター家庭相談事業	地域からの子供に関する相談や母子家庭などに相談員が電話や面接で支援し、児童虐待が疑われる事例があった場合には、児童相談所に通告し、関係機関と連携することで適切な対応を行う。	該当なし	該当なし	

6. 手当等給付事務（第9回現況調書113～116ページ参照）

法律に基づく事務事業であり、3市村の事務に差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

7. 計画策定事務（第9回現況調書117ページ参照）

3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。